

## 10. 初等中等教育段階におけるグローバル人材の育成

|              |            |
|--------------|------------|
| (前 年 度 予 算 額 | 18,441百万円) |
| 平成27年度要求・要望額 | 23,517百万円  |

### 1. 要求要旨

グローバルに活躍する人材を育成するため、小・中・高等学校を通じた英語教育改革を推進するとともに、課題解決能力等の国際的素養を身に付けたグローバル・リーダーを育成する高等学校を支援する。また、在外教育施設で学ぶ児童生徒の教育環境の改善を行う。

さらに、我が国の伝統・文化についての理解を深め、日本人としてのアイデンティティを高める取組を充実する。

### 2. 内 容

#### (1) 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 1,809百万円( 573百万円)

小・中・高等学校を通じた英語教育の強化のため、先進的な取組の支援や生徒の英語力調査を行うとともに、教材整備、教員の指導力向上の取組や小学校英語教科化等に対応した外部専門人材を活用する。

- ・英語教育強化地域拠点事業 14件→36件
- ・外部試験団体と連携した英語力調査事業  
高校生9万人→中学生10万人・高校生9万人
- ・外国語活動・外国語教育の教材整備
- ・英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究【新規】
- ・外部専門機関と連携した英語担当教員の指導力向上事業 47県市
- ・小学校英語の教科化等に対応した外部専門人材の活用【新規】 2,220人

#### (2) スーパーグローバルハイスクール 2,450百万円( 807百万円)

国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高校を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムを実践する。

- ・指定期間：5年間
- ・対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校
- ・指定校数：150校（新規指定100校、継続指定50校）

#### (3) 在外教育施設への派遣教員の拡充 18,738百万円( 16,670百万円)

在外教育施設で学ぶ児童生徒の増加に対応し、国内と同様の教育を行うとともに、海外の地理的な利点を生かしたグローバル人材育成に資する取組を強化するため派遣教員の充実を図る。

- ・派遣教員定数 1,070人→1,203人（133人増）

**（４）帰国・外国人児童生徒等教育の推進 201百万円（ 100百万円）**

国際化の進展に伴い、我が国の公立の小・中・高等学校等には、海外からの帰国児童生徒や外国人児童生徒など日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍している。そのような児童生徒に対し、地域人材の活用も含めた、公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制や日本語指導体制の充実を図る。

**（５）我が国の伝統・文化教育の充実に係る調査研究 28百万円（ 新 規 ）**

教育基本法や学習指導要領で重視されている伝統・文化等に関する教育の充実を図り、グローバル社会で活躍できる人材の育成に資するため、教材の作成や指導方法の開発を行う。

- ・ 我が国の伝統・文化に関する教材の作成、指導方法等に関する調査研究 7 地域

# 初等中等教育の英語教育の推進に係る取組

【平成27年度概算要求額】  
1,809,319千円（573,473千円）

## 1. 小学校英語の教科化、中学・高校英語の高度化に向けた実践

### (1) 英語教育強化地域拠点事業

128,218千円  
(51,419千円)

○ 小学校英語の早期化・教科化、中学・高校の指導内容の発展等、小・中・高を通じた先進的な取組を支援。

36地域(9ブロック×4力所)

○ 成果を今後の教育課程の検討に反映。

### (2) 外部試験団体と連携した英語力調査事業

291,385千円  
(116,325千円)

○ H26に高3を対象に実施したフイージビリティ調査を基に、生徒の英語力を把握分析・検証し、教員の指導改善にいかすことを目的とした調査を実施。

○ 高校に加え、新たに中学も追加。

### (3) 外国語活動・外国語教育の教材整備

143,777千円  
(144,314千円)

○ 小学校教員の指導力向上のための教材開発。

○ 小学校外国語教材”High, friends!”の作成と配布。

## 3. 指導体制の強化

### (6) 教員定数の配置改善

○ 小学校英語の教科化等に向けた教員定数の加配措置。

## 2. 指導者に求められる資質・能力の向上

### (4) 英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究

89,489千円  
(新規)

○ 英語力・指導力強化に向けて、事例収集・効果分析、学校・教育委員会と大学の連携・協働によるプログラム開発等を通じて教員の養成・採用・研修等の在り方を調査研究。

### (5) 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業

270,502千円  
(261,415千円)

○ 国では、外部専門機関と連携して、新たな英語教育に対応した指導力向上事業を実施。

- ・ 小・中・高の英語教育推進リーダー
- ・ 外国語指導助手(ALT)リーダー

○ 都道府県・政令市の教育委員会が、外部専門機関と連携して指導力向上事業を実施。地域の「英語教育改善プラン」を策定し、明確な目標設定・管理を設定。

- ・ 国の指導力向上研修を修了した推進リーダーによる研修
- ・ 大学や外国の公的機関との連携による事業

### (7) 外部専門人材の活用

885,948千円（新規）

○ 小学校英語の教科化等に向けた外部専門人材の活用。

2,220人

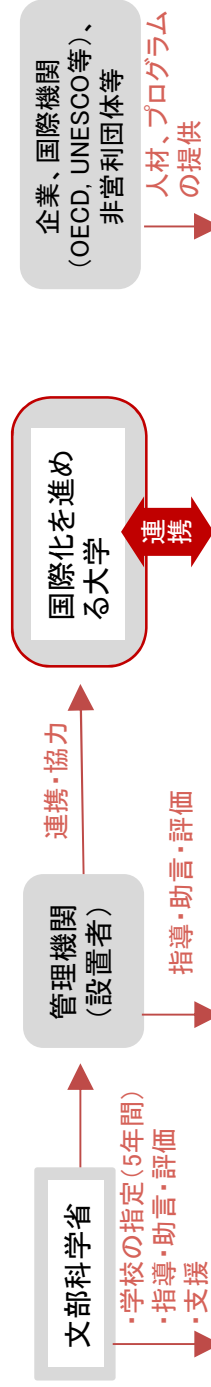
◆ **目的**：急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成する。

◆ **事業概要**：国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムを実践する。

指定期間：5年間

対象学校：国公私立高等学校及び中高一貫教育校（中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校）

指定校数：1校あたり上限1,600万円、指定校150校（平成26年度の指定校50校に加え、平成27年度に100校を指定。うち幹事校1校。）



## スーパーグローバルハイスクール(SGH) 平成27年度 指定校150校

### 【主な取組】

- ・ グローバル・リーダー育成に資する課題研究を中心とした教育課程の研究開発・実践
- ・ グループワーク、ディスカッション、論文作成、プレゼンテーション、プロジェクト型学習等の実施（英語によるものも含む）
- ・ 企業や海外の高校・大学（ESDを通じたユネスコスクールを含む。）等と連携した課題研究（例：国際的に関心が高い社会課題、地元企業や大学等と連携したグローバルな課題）に関する意見交換及びフィードバック
- ・ 課題研究の成果発表会等の開催

### 【大学との連携】

- ・ 課題研究に関する指導を行う帰国・外国人教員等の派遣や、外国人留学生によるサポート
- ・ 国際展開を担当する部署との連携を通じた海外研修等の企画・立案に関するノウハウの伝授
- ・ 入試の改善による生徒の学習内容の適切な評価
- ・ 単位認定を含む高大連携プログラムの提供



グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材（国際機関職員、社会起業家、グローバル企業の経営者、政治家、研究者等）の輩出

# 在外教育施設教員派遣事業等

|             |            |
|-------------|------------|
| (平成26年度予算額  | 16,670百万円) |
| 平成27年度概算要求額 | 18,738百万円  |

国内とは異なる教育環境におかれた日本人の子供に対し、国内における教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、日本国民にふさわしい教育及び国際性を培う教育を行うことを目的として、在外教育施設(日本人学校・補習授業校)へ国内の義務教育諸学校の教員(主に公立学校の教員)等を派遣し、海外子女教育の充実を図るもの。

|          |        |                 |
|----------|--------|-----------------|
|          | (26定員) | (27定員)          |
| ※ 派遣教員定数 | 1,070人 | → 1,203人 (133人) |

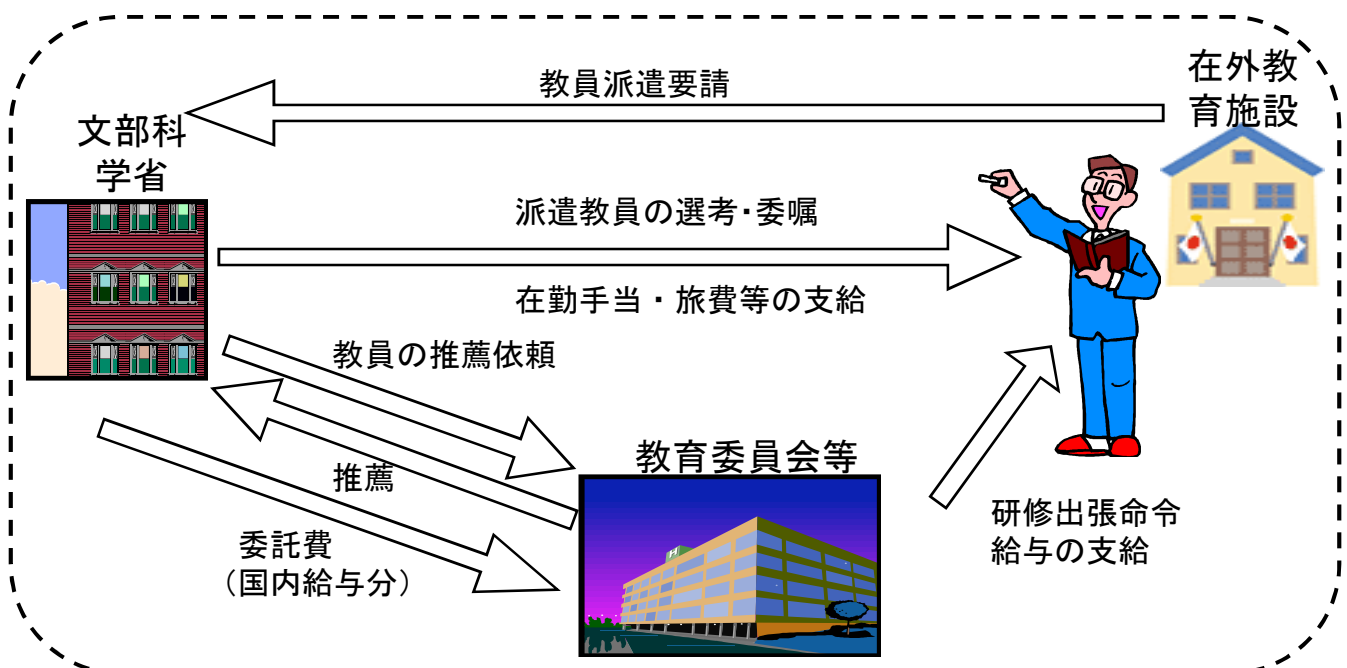
①在外教育施設教員派遣事業 11,014百万円(9,793百万円)

在外教育施設派遣教員等に対し、赴任・帰国旅費及び在外教育施設において勤務するために必要な衣食住等に充当する在勤手当等を支給

②在外教育施設派遣教員経費の委託 7,724百万円(6,878百万円)

在外教育施設における教員の確保に係る経費を、都道府県等に対し委託費として交付

## 教員派遣の仕組み（公立学校の教員の場合）



# 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

平成27年度概算要求額:201百万円(前年度予算額:100百万円)

本事業は、実施主体(都道府県・指定都市・中核市)の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

## 現 状

- ・帰国・外国人児童生徒及び日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
- ・初等中等段階からのグローバル人材の育成

## 課 題

- ・対象児童生徒一人一人の実態に応じた日本語指導
- ・少数在籍校や散在地域における受入・支援体制の整備
- ・帰国児童生徒の個性と特性を生かした教育の推進

## 事業実施項目(地域の実情に応じて組み合わせる)

### 日本語指導の充実

- (必須)「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
- (必須)「特別的教育課程」による日本語指導の実施
- 日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
- 日本語指導のための教材の作成

### 義務教育への就学機会の確保

- 就学相談窓口の設置
- 就学ガイダンスの開催
- 関係機関と連携した就学案内(パンフレット等の作成・配付)
- 就学状況の調査

### 公立学校への円滑な受入れ

- 初期適応指導教室(プレクラス)の実施
- 日本語指導ができる支援員の派遣
- 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

### 指導・支援体制の整備

- センター校の設置
- 域内の公立学校への巡回指導の実施
- 地域全体で取組を推進するための協議会の開催
- 少数在籍校又は散在地域への指導・支援体制の充実

### 進路保証

- 域内の高校やハローワーク等との連携による進路ガイダンスの開催
- 高校での支援員による進路相談

### \*\*各地域の取組の実践交流\*\*

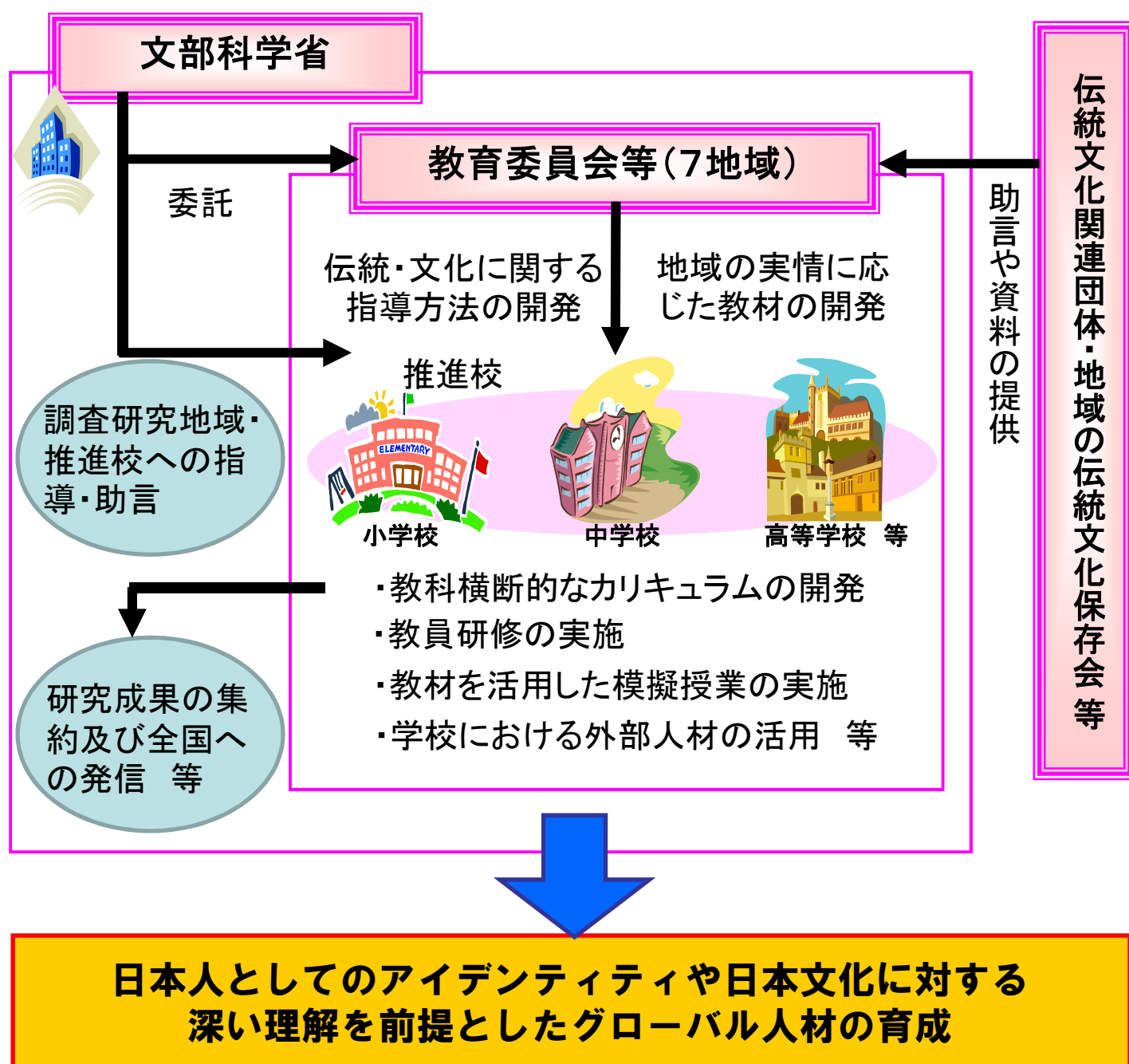
(担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載等)

## ○公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制づくりの推進

# 我が国の伝統・文化教育の充実に係る調査研究

( 新 規 )  
平成27年度要求額 28,000千円

教育基本法や学習指導要領で重視されている伝統・文化に関する教育の充実を図り、グローバル社会で活躍できる人材の育成に資するため、教材の作成や指導方法の開発を行うとともに、その成果を全国に発信する。





## 11. 幼児教育に係る保護者負担の軽減 (無償化に向けた段階的取組)

|              |            |
|--------------|------------|
| (前 年 度 予 算 額 | 33,905百万円) |
| 平成27年度要求・要望額 | 事 項 要 求    |

### 1. 要求要旨

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成26年7月23日開催)で取りまとめられた方針を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、5歳児から段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については、予算編成過程において検討する。

#### ◆幼稚園就園奨励費補助

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する。

#### 【参考】

平成26年度においては、保育所と同様に生活保護世帯の保護者負担を無償にするとともに、第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃した。



## 幼稚園と保育所の保育料の比較(3歳以上児:年額)

- 幼稚園の保育料は、平均保育料等(公立施設年額7万9000円、私立施設年額30万8000円)から、所得階層区分ごとの幼稚園就園奨励費補助金額(国の基準額・第1子の場合)を引いた額が利用者負担額となる。
- 保育所の保育料は、各市町村において、国の基準を参考に、所得に応じた利用者負担額を設定している。
- ※いずれも、所得区分の細分化や補助単価の引き上げ(額の引下げ)等を行っている市町村もある。

(単位:円)

| 公立幼稚園          |                                 |        | 私立幼稚園          |                                 |         | 保 育 所          |            |                       |
|----------------|---------------------------------|--------|----------------|---------------------------------|---------|----------------|------------|-----------------------|
| 階層区分<br>(推定年収) |                                 | 保育料    | 階層区分<br>(推定年収) |                                 | 保育料     | 階層区分<br>(推定年収) |            | 保育料                   |
| Ⅰ              | 生活保護世帯                          | 0      | Ⅰ              | 生活保護世帯                          | 0       | Ⅰ              | 生活保護世帯     | 0                     |
|                | 市町村民税非課税世帯<br>(市町村民税所得割非課税世帯含む) | 59,000 | Ⅱ              | 市町村民税非課税世帯<br>(市町村民税所得割非課税世帯含む) | 108,800 | Ⅱ              | 市町村民税非課税世帯 | 72,000                |
| 就園奨励費支給対象外     | 270万円～                          | 79,000 | Ⅲ              | 270万円～                          | 192,800 | Ⅲ              | 260万円～     | 198,000               |
|                |                                 |        | Ⅳ              | 360万円～                          | 245,800 | Ⅳ              | 330万円～     | 324,000<br>(保育単価限度)   |
|                |                                 |        |                |                                 |         | Ⅴ              | 470万円～     | 498,000<br>(保育単価限度)   |
|                |                                 |        |                |                                 |         | Ⅵ              | 640万円～     | 696,000<br>(保育単価限度)   |
|                |                                 |        | 就支園給奨励対象外      | 680万円～                          | 308,000 | Ⅶ              | 930万円～     | 924,000<br>(保育単価限度)   |
|                |                                 |        |                |                                 |         | Ⅷ              | 1,130万円～   | 1,212,000<br>(保育単価限度) |

(平成26年度予算ベース)

※保育所の保育料については、上記の保育料より各地域区分ごとの保育単価が下回る場合はその保育単価を限度とする。

# 多子世帯の保護者負担の軽減(幼稚園と保育所との比較)

幼稚園

所得制限: 原則あり(年収約680万円程度まで)  
※第2子、第3子以降の所得制限を撤廃(平成26年度～)

保育所

所得制限: なし  
(全世帯が対象)

年収～約680万円

年収約680万円～

A世帯

B世帯

C世帯

D世帯

E世帯

小  
4

※小4以上はカウントしない

小  
3



第1子



第1子

小  
2

小  
1

小  
4

小  
3



小  
2

小  
1

※小1以上は  
カウントしない

5  
歳  
(年長)



第1子  
[1.0]



第2子  
[0.5]



第1子  
[1.0]



第2子  
[0.5]

5  
歳

4  
歳  
(年中)



第2子  
[0.5]  
(半額)



第2子  
[0.5]

4  
歳



第1子  
[1.0]

3  
歳  
(年少)



第3子  
[0.0]  
(無償)



第3子  
[0.0]  
(無償)



第3子  
[0.0]  
(無償)



第3子  
[0.0]  
(無償)

3  
歳

2  
歳

※2歳以下は カウントしない

1  
歳

0  
歳



2  
歳



第2子  
[0.5]  
(半額)

1  
歳



第3子  
[0.0]  
(無償)

0  
歳

※ [ ]内の数値は、第1子の保護者負担額を[1.0]とした場合の負担割合。

※第1子は所得制限あり。

## 幼児教育無償化について

平成 26 年 7 月 23 日  
幼児教育無償化に関する  
関係閣僚・与党実務者連絡会議

- 幼児教育無償化は、幼児教育の重要性に鑑み、低所得世帯を含むすべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指すものであり、「経済財政運営と改革の基本方針 2014 について」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）、「第 2 期教育振興基本計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においても「財源を確保しながら段階的に進める」等とされている重要課題である。
  
- このため、今年度（平成 26 年度）に引き続き、平成 27 年度においても、昨年 6 月に本連絡会議で取りまとめた基本方向を踏まえ、5 歳児から段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとする。

## 12. 高等学校等就学支援金等

|              |             |
|--------------|-------------|
| (前 年 度 予 算 額 | 392,243百万円) |
| 平成27年度要求・要望額 | 383,494百万円  |

### 1 要求要旨

高等学校等就学支援金制度等を着実に実施するとともに、高校生等への修学支援の充実を図る。

### 2 内容

#### (1) 高等学校等就学支援金制度関係

374,787百万円

高等学校等に在学する生徒に対して高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減する。

○高等学校等に在学する生徒に対して年額118,800円を支給（学校設置者が代理受領）。

○保護者等の年収が910万円(※)以上程度（市町村民税所得割額 304,200円以上）の世帯の生徒に対しては、就学支援金を支給しない。

○私立高等学校等に在学する生徒については、所得に応じて、支給金額を1.5～2.5倍した額を上限として支給する。

|                                          |                |
|------------------------------------------|----------------|
| 年収250万円(※)未満程度（市町村民税所得割 非課税）             | 297,000円（2.5倍） |
| 年収250～350万円(※)未満程度（市町村民税所得割額 51,300円未満）  | 237,600円（2.0倍） |
| 年収350～590万円(※)未満程度（市町村民税所得割額 154,500円未満） | 178,200円（1.5倍） |

【※年収は両親と子供2人の世帯の場合の目安】

○平成26年3月以前から引き続き在学する生徒には、従前の制度を適用。

○対象となる学校の範囲は、国公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3学年）、並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くもの（専修学校高等課程、各種学校である外国人学校、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの）。

#### 【経費の内訳】

|                   |            |
|-------------------|------------|
| ①高等学校等就学支援金交付金    | 290,985百万円 |
| ②公立高等学校授業料不徴収交付金  | 80,144百万円  |
| ③高等学校等就学支援金事務費交付金 | 3,658百万円   |

## (2) その他の高校生等への修学支援

8,707百万円

### ①特別支援教育就学奨励費の充実【再掲】

### ②海外の日本人高校生への支援

海外の日本人学校等に通う日本人高校生についても、広く高等学校段階の学びを支援する観点から、就学支援金に相当する額を支給する。

### ③学び直し等への支援

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の高等学校等就学支援金支給期間36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援等を行う（補助率10／10）。

### ④家計急変世帯への支援

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯に対し、都道府県等が授業料減免による緊急の支援を行う場合、就学支援金の支給額に反映されるまでの間、就学支援金と同様の支援を行うために必要な経費を補助する（補助率1／2）。

### ⑤高等学校奨学金事業の強化支援【新規】

各都道府県の高校生に対する奨学金事業を、安定的かつ永続的に実施するため、奨学金貸与に必要な原資を調達した際の利子補給や、返還金の回収率改善に向けた取組を国が支援する。

等

# 高等学校等就学支援金等

(前年度予算額 3,922億円)

平成27年度要求・要望額 3,835億円

## 趣 旨

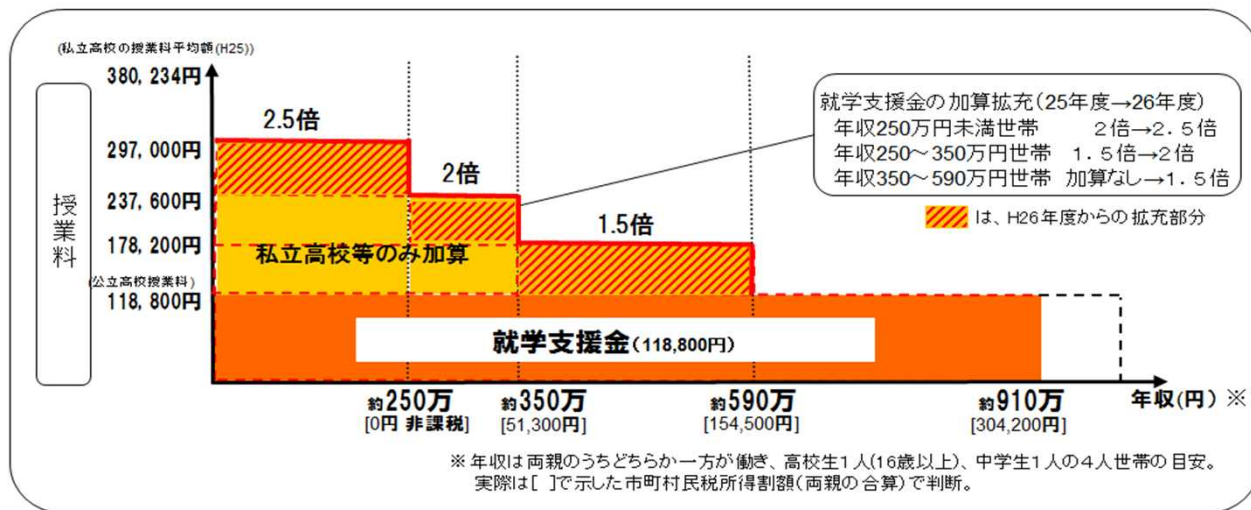
高等学校等就学支援金制度等を着実に実施するとともに、高校生等への修学支援の充実を図る。

## ◆高等学校等就学支援金制度関係

### 制度概要

高等学校等に在籍する生徒等に対して、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担の軽減を図る。

- ※ 1 年額118,800円を上限とするが、私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等については所得に応じて59,400円～178,200円を加算して支給。
- ※ 2 年収910万円以上程度（市町村民税所得割額 304,200円以上）の世帯の生徒等については、所得制限を設定。
- ※ 3 平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在学する者については、従前の制度を適用。



## ◆その他の高校生等への修学支援

### (1)特別支援教育就学奨励費の充実【再掲】

### (2)海外の日本人高校生への支援

海外の日本人学校等に通う日本人高校生についても、広く高等学校段階の学びを支援する観点から、就学支援金に相当する額を支給する。

### (3)学び直し等への支援

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の高等学校等就学支援金支給期間36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間(最長2年)、継続して授業料の支援等を行う(補助率 10/10)。

### (4)家計急変世帯への支援

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯に対し、都道府県等が授業料減免による緊急の支援を行う場合、就学支援金の支給額に反映されるまでの間、就学支援金と同様の支援を行うために必要な経費を補助する(補助率 1/2)。

### (5)高等学校奨学金事業の強化支援【新規】

各都道府県の高校生に対する奨学金事業を、安定的かつ永続的に実施するため、奨学金貸与に必要な原資を調達した際の利子補給や、返還金の回収率改善に向けた取組を国が支援する。等

## 13. 高校生等奨学給付金

(前年度予算額 2,804百万円)  
平成27年度要求・要望額 11,553百万円

### 1. 要求要旨

高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出された財源を活用して、高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）を拡充する。学年進行により、第1学年、第2学年の生徒まで対象とするとともに、非課税世帯における第1子と第2子以降の給付額の差を解消することで、低所得世帯への更なる教育費負担の軽減を図る。

※給付額（年額）

|       |                  |   |                      |
|-------|------------------|---|----------------------|
| 第1子   | 37,400～38,000円   | → | 126,000～147,200円（改定） |
| 第2子以降 | 126,000～147,200円 |   |                      |

### 2. 内容

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）事業に対して所要額を交付する（補助事業：国庫負担 1/3）。

#### 【支給要件】

- 非課税世帯（特別支援学校高等部の生徒を除く）
- 保護者、親権者等が当該都道府県に在住していること
- 就学支援金支給対象である学校（高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3学年）、専修学校（高等課程）等）に在学している者

#### 【支給額】

- 生活保護受給世帯
  - ・国公立の高校生等 32,000円（年額）
  - ・私立の高校生等 52,500円（年額）
- 非課税世帯
  - ・国公立の高校生等 126,000円（年額）
  - ・私立の高校生等 147,200円（年額）
  - ・公立の通信制の高校生等 36,000円（年額）
  - ・私立の通信制の高校生等 42,600円（年額）



# 高校生等奨学給付金の拡充

(前年度予算額：28億円)

平成27年度要求・要望額：116億円【87億円増】

低所得世帯の高校生等の教育費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出された財源を活用して、平成26年度より高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度を創設



## 【平成27年度概算要求】

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業に対して所要額を交付（補助事業：国庫負担1/3）

|                    |    |              |    |              |
|--------------------|----|--------------|----|--------------|
| 生活保護受給世帯           | 公立 | 32,000円（年額）  | 私立 | 52,500円（年額）  |
| 非課税世帯（年収：約250万円未満） | 公立 | 126,000円（年額） | 私立 | 147,200円（年額） |

## ＜拡充内容＞

①対象者の拡大【40億円増】  
学年進行（1年次⇒1,2年次）

|     | 26年度   | 27年度   | 28年度 |
|-----|--------|--------|------|
| 3年次 | 3年次    | 3年次    | 3年次  |
| 2年次 |        | 2年次    | 2年次  |
| 1年次 |        | 1年次    | 1年次  |
|     | 13.1万人 | 29.3万人 |      |

②給付額の拡充【47億円増】

非課税世帯の第1子と第2子以降の給付額の差を解消

|              | 区分 | 平成26年度     | 平成27年度要求 |
|--------------|----|------------|----------|
| 生活保護受給世帯     | 公立 | 32,300円 ⇒  | 32,000円  |
|              | 私立 | 52,600円 ⇒  | 52,500円  |
| 非課税世帯（第1子）   | 公立 | 37,400円 ⇒  | 126,000円 |
|              | 私立 | 38,000円 ⇒  | 147,200円 |
| 非課税世帯（第2子以降） | 公立 | 129,700円 ⇒ | 126,000円 |
|              | 私立 | 138,000円 ⇒ | 147,200円 |

低所得世帯への更なる教育費負担の軽減を図る

## 14. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の 貧困対策の推進

(前 年 度 予 算 額 1,381百万円)  
平成27年度要求・要望額 4,447百万円

### 1. 要求要旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

子供の貧困対策に関する大綱を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

### 2. 内 容

#### (1) 義務教育段階の就学支援の充実(つなご(5)うプロジェクト)

3,875百万円(1,231百万円)

##### ①経済的支援の充実－学力向上への意欲を「つなぐ」－

2,226百万円( 837百万円)

- ・学習活動支援費補助の創設【新規】〔補助率1／2〕

家庭における学習活動を支援するため、低所得世帯に対して、学習活動支援費(辞書・事典の購入費等)補助を創設

- ・要保護児童生徒援助費補助〔補助率1／2〕

##### ②学習支援の充実－子供と地域を「つなぐ」－ 266百万円( 新 規 )

- ・学校支援地域本部を活用した学習支援の充実(学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部) 〔生涯学習政策局に計上〕

特に、学習が遅れがちなどの中学生を対象として、大学生や教員OBなどの地域住民の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)を新たに実施  
(2,000箇所)〔補助率1／3〕

③就学支援体制の充実－貧困世帯と教職員を「つなぐ」－

5百万円（新 規）

- ・就学支援に関する研修会の開催(151地域)〔補助率1／3〕

教職員の子供の貧困問題に関する理解を増進するため教職員を対象とした研修会を開催

④教育相談体制の充実－貧困世帯と学校・教育委員会・福祉部局を「つなぐ」－

1,324百万円(394百万円)

- ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充【再掲】〔補助率1／3〕

福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるよう、今後段階的に配置を拡充(1,466人→4,141人)

小中学校のための配置(4,000人)、高等学校のための配置(94人)、  
質向上のためのスーパーバイザー(47人)

貧困対策のための重点加配(700人)【新規】

⑤生徒指導・進路指導の充実－貧困世帯と教員を「つなぐ」－

54百万円（新 規）

- ・子供の貧困や虐待問題への対応の在り方に関する先進的調査研究の実施【再掲】

スクールソーシャルワーカーを含め福祉の専門家が、学校と福祉にかかわる関係機関をコーディネートすることによる貧困・虐待問題に対する組織的な対応方法等について、地方公共団体、NPO、民間教育事業者等に先進的調査研究を委託(18箇所)

(2) 高校生等の就職・就学支援等

571百万円(150百万円)

①中学校卒業予定者の進路指導の充実【再掲】 10百万円（新 規）

中学校卒業後の就職先が未定の者等に対し、学校と福祉部局や労働部局とが効果的に連携し、学び直しや就労に向けた進路指導等を行うため、パンフレット等を作成・配布。

②多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費 150百万円（新 規）

生徒の多様な学習ニーズに応じた教育活動を展開する定時制・通信制課程の高等学校や総合学科を設置する高等学校における生徒への支援体制の充実を図り、生徒の学習意欲を向上させ、確かな学力を身につけさせるなど、高等学校教育の質の確保・向上に向けた一層の取組を推進する。

### ③補習等のための指導員等派遣事業（高等学校分）【再掲】

〔補助率 1 / 3〕

412百万円（150百万円）

学習や学校生活に課題を抱える生徒の学力向上、進路支援、就職支援等を目的とし、学校教育活動の一環として、補習・補充学習、進路選択への支援等を行うために、退職教員や学校と地域を結ぶコーディネーター、就職支援員など、多様な地域人材を高等学校等に配置する取組を推進する。

#### 《関連施策》

- ・教職員定数の改善（家庭環境や地域間格差など教育格差の解消200人）
- ・高等学校等就学支援金等
- ・高校生等奨学給付金
- ・幼児教育に係る保護者負担の軽減（幼児教育の無償化に向けた段階的取組）
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

（参考：復興特別会計）

#### ※被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金

〔補助率 10 / 10〕

9,122百万円（3,296百万円）

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。（基金が終期を迎えたことを踏まえ、従来の基金方式を見直し全額国庫負担の単年度の交付金事業として実施）

# 子供の貧困対策（義務教育段階の就学支援の充実）～つなご(5)うプロジェクト～

H27概算要求額 38.8億円(+26.4億円)

学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置づけて、  
「つなぐ」をキーワードに5つの「**充実する**」対策を推進

## 【基本的な環境整備】教職員と外部人材であるスクールソーシャルワーカーが連携した貧困対策の実施

### ■就学支援体制の**充実**【H27要求:0.1億円(新規)】

ー貧困世帯と教職員を「つなぐ」ー

子供の貧困問題に関する理解増進を図るための**就学支援に関する教職員の研修会の開催**(151地域) 【新規】  
[補助率1/3]



### ■教育相談体制の**充実**【H27要求:13.2億円(+9.3億円)】

ー貧困世帯と学校・教育委員会・福祉部局を「つなぐ」ー

**福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置拡充**  
(1466人→4141人 貧困対策のための重点加配700人) [補助率1/3]

**5年間の目標:平成31年度末までに1万人の配置を目指す**

※研修会の開催のほか、国として「就学援助ポータルサイト(仮称)」を整備。

## 【子供の学力保障】家庭や地域における学習活動により貧困世帯の子供の学力が向上

### ■経済的支援の**充実**【H27要求:22.3億円(+13.9億円)】

ー学力向上への意欲を「つなぐ」ー

家庭における学習活動を支援するため、**低所得世帯の児童生徒(約38万人)に対して、学習活動支援費(辞書・事典の購入費等)補助の創設**【新規】[補助率1/2] ※要保護児童生徒援助費補助についても引き続き実施



### ■学習支援の**充実**【H27要求:2.7億円(新規)】

ー子供と地域を「つなぐ」ー

学校支援地域本部を活用し、家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生を対象に、**大学生や教員OB等の地域住民の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)**を新たに実施(2,000中学校区) [補助率1/3]

**5年間の目標:平成31年度末までに5,000中学校区を目指す**

※あわせて、家庭環境等による教育格差の発生を防ぐため、きめ細かな指導等を強化するための教員定数を新たに措置【H27要求:200人】

## 【生徒指導・進路指導】教員の組織的対応による貧困対策の実施

### ■生徒指導・進路指導の**充実**【H27要求:0.5億円(新規)】

ー貧困世帯と教職員を「つなぐ」ー

スクールソーシャルワーカーが学校と福祉にかかわる関係機関をコーディネートすることによる**貧困・虐待に対する組織的な対応方法等について先進的調査研究を委託**【新規・18箇所】

# 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指す

貧困の世代間連鎖を断ち切り、我が国の将来を支える人材に！

高等学校等就学支援金制度のほか、低所得世帯を対象とした「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」により支援  
【H27要求:116億円（+87億円）】

低所得世帯に対する学習活動支援費補助、  
「就学援助ポータルサイト（仮称）」の整備などを通じて、各市町村における就学援助等を充実  
【H27要求:22億円（+14億円）】

世帯の経済的状況にかかわらず、すべての子供が安心して幼児教育を受けられるよう、幼稚園・保育所・認定こども園の保育料を段階的に無償化  
【H27要求:対象範囲等の具体的な内容については、予算編成過程において検討】

## 高等教育段階

無利子奨学金の一層の充実  
より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入  
授業料減免の充実 等

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、無利子奨学金や授業料減免の充実を図る。  
【H27要求:(無利子奨学金)3244億円（+177億円）】  
【H27要求:(授業料減免)430億円（+7億円）】

## 高校等段階

「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」の充実

## 就学援助等の充実

## 義務教育段階

## 幼児教育の段階的無償化

## 幼児期

誰もがいつでも、希望する質の高い教育を受けられる社会を実現

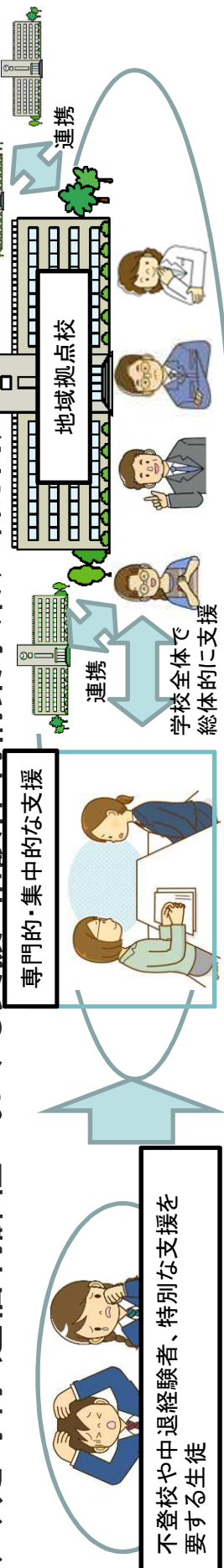


# 多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費

(平成27年度概算要求額:1.5億円)(新規)

◆目的 教育再生実行会議第四次提言(平成25年10月)、中央教育審議会高等学校教育部会審議まとめ(平成26年6月)、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱(平成25年8月末閣議決定予定)を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズに応じ確かな学力や学習意欲の向上等を生徒に身に付けさせるなど、高校教育の質の確保・向上に向けた一層の取組を推進。

## (1) 定時制・通信制課程における支援・相談体制構築事業(65百万円)



定時制・通信制課程の高等学校において、きめ細やかなケアを必要とする生徒一人一人に対する、専門的かつ集中的な支援を行う専門人材を常駐させ、教職員間の連携を図るなど学校全体における総体的な取組を推進し、その教育的効果について調査研究を実施。また当該学校が地域の拠点校として地域全体における定時制・通信制の一層の振興を推進。

○指定学校数:8校

## (2) 総合学科における生徒の多様な進路希望の実現に向けた支援体制充実事業(22百万円)



総合学科の高校において個々の生徒の興味・関心や進路希望に応じた指導を行うための教員の資質向上や学校外教育機関等との連携を推進し、支援体制を充実。

○指定地域数:20地域

## (3) 高等学校における遠隔教育の普及推進に関する調査研究(63百万円)



全日制・定時制課程の高校におけるICTを活用した学習効果を高める遠隔教育について調査研究を実施し、遠隔教育の普及促進を図る。

○指定学校数:10校





# 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金

平成27年度概算要求額：91億円(前年度予算額：33億円)

【東日本大震災復興特別会計】

## ＜事業概要＞

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」のとりまとめ結果を踏まえ、複数年度分の所要額を措置した従来の基金方式を見直し、単年度の交付金事業として「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」に必要な平成27年度の所要額を概算要求
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として全額国庫で支援

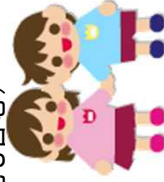
## ＜参考＞

- 平成26年度までは「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」として、平成23年度から26年度までの4年間で総額約444億円を措置し、既に都道府県に設置されている高校生修学支援基金（平成26年度末終期）において区分経理した上で資金を管理

## ＜具体的施策＞

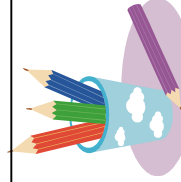
### 【幼稚園】

(対象者) 震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児  
(補助率) (震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)  
10/10  
(対象経費) 保育料、入園料  
(対象事業) 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業



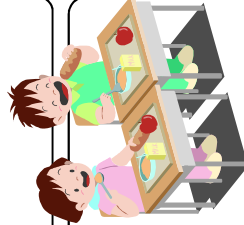
### 【高等学校】

(対象者) 震災により修学困難となった生徒  
(補助率) 10/10  
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業  
※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うことで、手厚い修学支援が可能



### 【特別支援（幼・小・中・高）】

(対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒  
(補助率) (震災により支弁区分が変更となった者も含む)  
10/10  
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業



### 【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒  
(補助率) 10/10  
(対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費 等  
(対象事業) 市町村において行う就学援助事業  
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



### 【私立学校】

(対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒  
(補助率) 10/10  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



### 【専修学校・各種学校】

(対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒  
・ 専修学校高等課程・専門課程・修業年限1年以上  
・ 専修学校一般課程・各種学校・原則修業年限2年以上  
(補助率) 高等課程(10/10)、その他の課程(2/3)  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

## 15. 地域とともにある学校づくりの推進

(前 年 度 予 算 額 174百万円)  
平成27年度要求・要望額 243百万円

### 1. 要求要旨

保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」の推進等により、社会総掛かりで教育再生を実行し、子供や地域等が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくり等を推進するとともに、地域コミュニティの活性化等を図る。

### 2. 内 容

#### (1) コミュニティ・スクール導入等促進事業 203百万円 ( 新 規 )

※「学校を核とした地域力強化プラン」の一部 [生涯学習政策局に計上]

コミュニティ・スクールについて、未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進により、一層の拡大・充実を図る。(補助率：国1/3)

- ①コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくり  
(300市区町村)
- ②コミュニティ・スクール導入後における運営体制づくり (CSディレクター配置を含む) (150市区町村)
- ③学校運営協議会委員の研修等への支援 (都道府県・政令市・中核市：110箇所)

#### (2) 地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業 101百万円 ( 新 規 )

※「学校を核とした地域力強化プラン」の一部 [生涯学習政策局に計上]

学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫のある独自で多様な取組を支援する。(補助率：国1/3) (50市区町村)

#### (3) コミュニティ・スクール推進員 (CSマイスター) の派遣等による普及・啓発 40百万円 ( 30百万円)

- ・実践経験のある元校長や地域住民などをCSマイスターとして派遣
- ・地域とともにある学校づくり推進協議会 (12会場) など

#### (4) 首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業 101百万円 ( 新 規 )

地域コミュニティの衰退や子供の問題行動等、学校・地域の差し迫った社会的・地域的課題に対し、首長部局や関係機関等との協働体制を確立し、課題解決に取り組む新たな学校モデルを構築する。(40市区町村)

#### (5) 自律的・組織的な学校運営体制の構築に向けた調査研究等 88百万円 ( 54百万円)

校長がリーダーシップを発揮するための学校裁量権の拡大、校長や教職員等のマネジメント力向上、実効性ある学校評価システムの構築に関する調査研究等を実施する。(21市区町村、2大学等研究機関)

# 地域とともにある学校づくりの推進

27年度概算要求額 243百万円(前年度予算額 174百万円)  
別に、「学校を核とした地域力強化プラン」分 304百万円※1

※1 コミュニティ・スクール導入等促進事業、地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業は「学校を核とした地域力強化プラン」として実施。

## 1. 要求要旨

保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」の推進等により、社会総掛かりで教育再生を実行し、子供や地域等が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくり等を推進するとともに、地域コミュニティの活性化等を図る。

## 2. 事業内容

**コミュニティ・スクール導入等促進事業** 84億円の内数(203百万円) 補助率:国 1/3 ※2

地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールについて、未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進等により、一層の拡大・充実を図る。

### 導入の促進

- ・コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくり
- ・300市区町村

### 取組の充実

- ・コミュニティ・スクール導入後における運営体制づくり(CSディレクター配置を含む)
- ・150市区町村

### 研修の充実

- ・学校運営協議会委員の研修等への支援
- ・都道府県・政令市・中核市:110箇所

**地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業** 84億円の内数(101百万円) 補助率:国 1/3 ※2

学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫のある独自で多様な取組を支援する。(50市区町村)

※2 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担。

**コミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)の派遣等による普及・啓発** 40百万円

- ・実践経験のある元校長や地域住民などをCSマイスターとして派遣
- ・地域とともにある学校づくり推進協議会(12会場)

など



**首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業** 101百万円

地域コミュニティの衰退や子供の問題行動等、学校・地域の差し迫った社会的・地域的課題に対し、首長部局や関係機関等との協働体制を確立し、課題解決に取り組む新たな学校モデルを構築する。(40市区町村)

**自律的・組織的な学校運営体制の構築に向けた調査研究等** 88百万円

地域とともにある学校づくりの効果的な推進のために、校長がリーダーシップを発揮するための学校裁量権の拡大、校長や教職員等のマネジメント力向上、実効性ある学校評価システムの構築に関する調査研究を実施する。(21市区町村、2大学等研究機関)

- ・教育改革に結びつく学校評価システム構築事業
- ・学校の事務機能、運営体制の強化に関する調査研究
- ・学校の総合力を高めるためのマネジメント力強化研修 等





# コミュニティ・スクール導入等促進事業

〔平成27年度概算要求額 203百万円（新規）〕  
※学校を核とした地域力強化プランの1メニュー。

補助率：国 1/3

※1

## 学校運営協議会の機能と、学校支援や学校関係者評価等の機能を一体的に推進することで、学校運営の改善を果たすPDCAサイクルを確立

### 学校運営協議会

- ・学校運営の基本方針の承認（必須）
- ・学校運営に関する意見（任意）
- ・教職員の任用に関する意見（任意）のほか、
- ・学校支援活動等の総合的な企画・調整、学校関係者評価の基本方針の検討など、学校運営に関する全体的な協議を行う場に

### 学校支援地域本部等

学校と地域、学校と放課後のつなぎ役

#### 地域コーディネーター

地域コーディネーター等が主体となり、PTAや地域人材の参画を得て、  
各々の組織・場で取組を実践

- 学校の支援活動  
(学習・部活動等支援、環境整備等)
- 放課後の支援活動  
(放課後子供教室)
- 家庭教育支援 等
- 土曜授業・学習支援 等

### 学校関係者評価

学校関係者評価の実施



### 導入の促進

- ・コミュニティ・スクール導入を目指す  
地域における組織や運営体制づくり
- ・300市区町村

### 取組の充実

- ・コミュニティ・スクール導入後における  
運営体制づくり（CSディレクター※2  
配置を含む）
- ・150市区町村

### 研修の充実

- ・学校運営協議会委員の研修等への支援
- ・都道府県・政令市・中核市：110箇所

※1 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担。

※2 CSディレクター：コミュニティ・スクールの運営や学校種間の調整、分野横断的な活動の総合調整など統括的な立場で調整等を行う地域人材。

# 地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業

〔平成27年度概算要求額  
101百万円(新規)〕

予算不足

人手不足

硬直的予算

...



子供たちのために地域の特色や資源を生かした取組をしたいけど、一定程度の予算が必要だし、既存の事業では実現が難しいな...

事業内容

これまでの事業では実現できなかったような地域提案による創意工夫ある多様な取組を支援し、学校を核とした地域の魅力を実現を図る。

補助事業者

都道府県・市区町村(50市区町村分を補助)

補助率

1/3

柔軟な使い途

アイデアの実現

地域の活性化

...



地域独自のアイデアを、学校だけでなく地域住民や子供たちが一緒に形にすることで、学校を中心として地域全体が活性化！

地域独自の提案を形に

## 提案例① 地域独自の学習プログラムの推進

□ 総合的な学習の時間等を活用した地域を題材とした学習プログラム(例:地域創造学)等を地域住民や専門家等と連携しつつ推進することにより、子供たちの地域への愛着を高めるとともに、学校を中心として地域全体の教育への当事者意識の醸成を図る。

→ 地域の魅力を再発見するとともに、一層の魅力化を図るための地域の在り方を考えること等を通じて、受動的な学びから主体的な学びへ。

## 提案例③ 民間と連携した公営塾の設立

□ 中山間地域や離島等において、地域の空き施設(空き家や学校の空き教室)等を利用して公営塾を設立し、地域の教員OBや民間の塾講師等と連携し、地域全体を巻き込んで子供たちの学力等の向上やキャリア教育の実践を行う。

→ 学校と民間等が連携した学習のみならず、キャリア教育等も提供することにより、新たな学びの場が地域全体の協働の拠点に。

## 提案例② 山村等留学の促進

□ 当該地域外からの子供の長期受け入れにより、地域の資源を活用し、地域全体を教材とした様々な体験活動や地域住民等との協働を通して、子供たちだけでなく、受け入れる地域側も、活動を企画・立案等を行うなど、双方向的な成長を図る。

→ 当該地域外からの刺激を取り込み、地域全体が活性化されるだけでなく、留学生が当該地域の全国への発信役に。

## 提案例④ 子供たちの提案するまちおこし策の実現

□ 子供たちが自らが自由な発想に基づき、地域活性化に向けた企画・立案(例:ソーシャルビジネス、祭り、商品開発等)を行い、それらを地域の大人たちが実際に実現することにより、子供たちの自己有用感等をはぐくむとともに、地域の担い手としての力を育成する。

→ 子供たちによる地域活性化方策の企画・立案を地域が一体となって実現し、子供たちを地域の担い手へ。

提案例◎ この他にも、様々な提案の実現が可能！

魅力ある学校

未来を創る教育

地域への愛着・誇り

地域の強み

地域のつながり

住み続けたいまち

まちの活性化



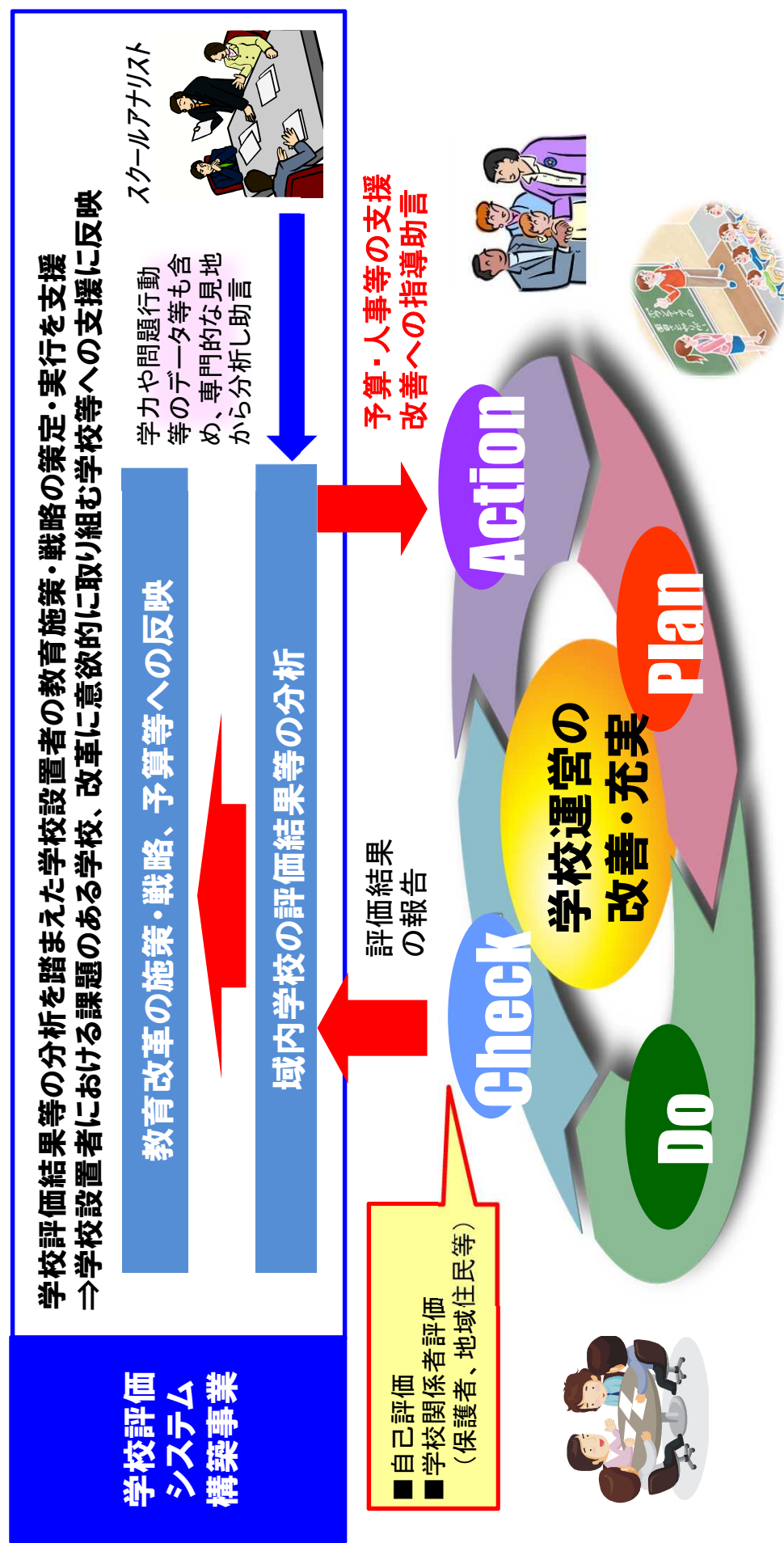
地域コミュニティの衰退や子供の問題行動等、学校・地域の差し迫った社会的・地域的な課題に対し、首長部局や関係機関等との協働体制を確立し、課題解決に向けて取り組む新たな学校モデルを構築・発信



地域の多様な資源を活かした質の高い課題解決型教育の実現



- 教育改革に結びつく学校評価システム構築事業
- 学校の事務機能、運営体制の強化に関する調査研究
- 学校の総合力を高めるためのマネジメント力強化研修等





## 16. 義務教育教科書の無償給与

|              |            |
|--------------|------------|
| (前年度予算額      | 41,268百万円) |
| 平成27年度要求・要望額 | 41,261百万円  |

### 1. 要求要旨

義務教育教科書購入費については、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するものとして、国公私を問わず、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書を国が発行者から直接購入し、無償で給与するための経費。

### 2. 内 容

平成27年度義務教育教科書購入費の概算要求額は、教科書の定価は公共料金であることから、公共料金として適正な価格にするため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映し、+0.8%の定価改定等を行った上で約413億円を計上。

#### (1) 予算額等の推移

| 区 分   | 23年度               | 24年度               | 25年度  | 26年度     | 27年度(案) |
|-------|--------------------|--------------------|-------|----------|---------|
| 予算額   | 406億円              | 412億円              | 412億円 | 413億円    | 413億円   |
| 定価改定率 | 小：+6.0%<br>中：▲0.5% | 小：▲0.5%<br>中：+6.1% | ±0.0% | +0.2%(※) | +0.8%   |

※消費税引上げに対して別途2.0%計上

#### (2) 平成27年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(見込み)

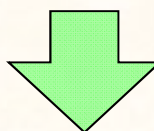
- ・ 小学校用教科書 3,373円 (教科書一冊あたり380円)
- ・ 中学校用教科書 4,869円 (教科書一冊あたり525円)

# 教科書無償給与制度について

## ～理念～

- ☆ 憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現
- ☆ 次代を担う子どもたちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて、教育的意義から実施
- ☆ 教育費の保護者負担の軽減

昭和38年の制度発足以来、国民の間に深く定着



諸外国においても、多くの国で教科書の無償制を実施

国(文部科学省)

(購入契約を締結)

教科書発行者・教科書供給業者

国立学校

無償給与

公立学校

無償給与

私立学校

無償給与

義務教育諸学校の全ての児童生徒

※ 教科書は児童生徒の所有物 書き込みをしたり、自宅に持ち帰って学習

## ○予算額の推移

| 区 分   | H23                | H24                | H25   | H26          | H27(要求) |
|-------|--------------------|--------------------|-------|--------------|---------|
| 予 算 額 | 406億円              | 412億円              | 412億円 | 413億円        | 413億円   |
| 定価改定率 | 小 +6.0%<br>中 ▲0.5% | 小 ▲0.5%<br>中 +6.1% | ±0.0% | +0.2%<br>(※) | +0.8%   |

※消費税引上げに対して別途2.0%計上

(参考) 平成27年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(見込み)

・小学校用 3,373円(教科書1冊あたり380円) ・中学校用 4,869円(教科書1冊あたり525円)

## 教科書の質量の充実に見合う教科書定価

教育振興基本計画等における教科書の質・量の充実に見合う教科書定価について、新課程に対応した教科書(小:平成23年度～、中:平成24年度～)の定価より反映

教育振興基本計画について(H20.7.1閣議決定)

### ◇教科書の改善

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、それらを活用する力をはぐくむことができるような教科書の質・量の改善を図る。

(参考)

平成27年度文部科学関係概算要求  
【東日本大震災復興特別会計分】  
(初等中等教育局関係)

**復興庁所管事業**

**就学支援 91億円**

- 被災地スクールバス・ボート購入経費 0.2億円  
・被災により通学困難となった児童生徒の通学支援のためのスクールバス等購入費の補助
- 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 91億円  
・震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を引き続き実施

**幼児児童生徒の心のケアや教育支援等 58億円**

- 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 37億円  
・スクールカウンセラー 1,300人 など
- 被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 21億円  
・心のケアが必要な被災児童生徒に対する学習支援等に取り組むための定数措置(1,000人)
- 復興教育支援事業 0.5億円  
・被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を展開する団体の取組を支援等

**復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 6億円**

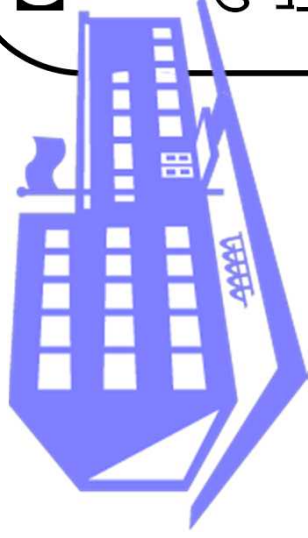
- 福島県双葉郡中高一貫校設置事業 6億円  
・福島県双葉郡の新たな県立中高一貫校の設置に要する経費を支援
- 福島県双葉郡教育復興推進事業 0.5億円  
・福島県が実施する双葉郡における教育復興の取組を具体化、加速化する活動を支援

# 福島県双葉郡教育復興推進事業

( 新 規 )  
平成27年度概算要求額 54,136千円

## 【事業概要】

福島県双葉郡教育復興ビジョン(平成25年7月)及び、同ビジョン推進計画(平成26年内に決定)を踏まえて、福島県が実施する教育復興の取組を具体化、加速化していくことが、原子力発電所事故の避難地域への住民帰還の環境を整備する上で重要であることに鑑み、優れたカリキュラムを編成し、実証していく事業に必要な経費を支援する。



## 【双葉郡内の小中学校等における事業】

双葉郡内の小中学校において、将来の双葉郡へ戻り、新たなふるさとを生み出す復興と、復興を世界へ発信していく能力をもつ人材を生み出していくため、優れた人材を外部講師等として招へいするなどして、ふるさと創造学等の特別なカリキュラムを編成、実証していく経費等を支援する。

## 【双葉郡中高一貫校における事業】

平成27年4月から開校する中高一貫校において、全国有数の魅力ある学校とするために先進的な教育を行うとともに、将来のふるさとの復興を担う双葉郡の中学生との連携を進めるモデルを確立し、実証していく経費を支援する。

